

監 第 6 7 号
平成 27 年 3 月 24 日

請求人 様

京都市監査委員 小林 正明
同 山岸 隆行
同 西村 京三
同 海沼 芳晴

住民監査請求について（通知）

平成27年2月27日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、東山自然緑地内にある公衆トイレについて、Aの職員（以下「本件職員」という。）が掃除をしたと偽り、トイレの詰まりを放置した等として、金員の返還等を求めるものである。
- 2 請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 東山自然緑地内にある公衆トイレ4箇所のうち、1箇所において、汚水があふれている状態にもかかわらず、本件職員は、掃除をしたと偽って、判を押している。
 - (2) さらに悪質なことに、トイレ管理表を破いて持ち去った。
 - (3) この状態を平成27年2月27日午前中、南部みどり管理事務所の職員に確認してもらった。
 - (4) トイレは、同年1月頃から詰まりだして、その後、放置してある。
 - (5) よって、同年1月分の返還及び2月分の請求金額の放棄を求める。
 - (6) こんな悪質な法人に、京都市が発注するのは異常である。
 - (7) 同年4月からは契約を結ばないよう求める。
- 3 (1) 法第242条第1項において、住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は普通地方公共団体の職員（以下「長等」という。）による公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為」

という。)と定められている。

- (2) 請求書によれば、請求人が本件請求の対象とする事項は、上記2(1), (2)及び(4)のとおり、本件職員が、① トイレの掃除をしたと偽り、② トイレ管理表を破いて持ち去り、及び③ トイレの詰まりを放置したことであると解される。
- (3) 上記(2)①から③までの事項は、その主体が本件職員であって長等ではないから、いずれの事項も住民監査請求の対象となる長等が行う財務会計行為に該当しない。
- (4) なお、請求書には上記2(6)のとおりの記述（以下「本件記述」という。）があるが、本件記述のほかには、当該「発注」なる行為について、その行為者や行為自体の具体的な特定につながる記述は何らなされていないうえ、当該「発注」なる行為が違法又は不当であるとする具体的な理由も記述されていない。さらに、住民監査請求をする際には請求に係る事実を証明する書面を添付しなければならないところ（法第242条第1項），本件請求においては、当該書面が何ら添付されていない。

以上に加え、請求人の一連の主張が本件職員による上記(2)①から③までの事項の指摘に終始していること、また、本件記述がこれらの事項に対する請求人の主観的評価を述べたものとも解し得ることからすれば、本件記述をもって、本件請求が上記(2)①から③までの事項以外の特定の財務会計行為に係る監査を求める趣旨であると解することはできない。

- 4 以上のとおり、本件請求は、住民監査請求の対象となる長等が行う財務会計行為を対象とするものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。